



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一

○市民管理協定の変更の認定 (みどり自然課) 一

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 二

○埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部改正 (金融課) 三

○上尾都市計画事業原市北部第二土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課) 三

○狭山都市計画都市再開発方針の決定 () 三

○建築士の処分 (建築指導課) 三

○建築士事務所監督処分 () 三

○建築士の処分 () 四

○建築士事務所の監督処分 () 四

○建築士事務所の監督処分 () 四

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 四

○警察ネットワーク用グループウェアサーバーの貸借に係る落札者の公示 (会計課) 六

○軽油引取税に係る特約業者の指定告示 (税務課) 六

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 六

○正誤 (埼玉県教育委員会訓令第七号中訂正 (教委・総務課)) 七

告示

埼玉県告示第七百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

二三番一四号
五 定款に記載された目的
この法人は、主に県内の児童養護施設等を退所した青少年に対し、生活の場所と食事を提供すること等により、青少年の健全育成、及び自立支援に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百九十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和五十四年埼玉県条例第十号)第二十条第二項において準用する同条例第十九条第一項の規定により認定市民管理協定の変更を認定したので、同条例第二十条第二項において準用する同条例第十九条第二項の規定により公告する。

平成十九年十二月十一日
埼玉県知事 上田 清 司

一 認定市民管理協定の名称
第五号五味ヶ谷市民の森市民管理協定

二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字立堀二〇二番一、二一一番一の一部、二一一番二の一部、二一一番四及び二一四番一

特定非営利活動法人スマイルの仲間たち
三 代表者の氏名
小林 節子
四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目三
認定市民管理協定の変更の内容

認定市民管理協定の目的となる緑地の区域の変更

(変更前)

鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字立堀二〇二番一、二〇二番十一、二二一番一の一部、二二一番二の一部、二二一番四及び二二四番一

(変更後)

鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字立堀二〇二番一、二二一番一の一部、二二一番二の一部、二二一番四及び二二四番一
四 認定市民管理協定の変更の認定年月日
平成十九年十二月五日

埼玉県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小川ビル

川越市神明町四の四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所、法人に よってはその代表者

(変更前) 株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 博司

東京都板橋区板橋三の九の七

株式会社オンセンド 代表取締役 森 弘治

岐阜県美濃市俵町二千百十八の三十六

(変更後) 株式会社トレジャー・ファクトリー 代表取締役 野坂 英吾

東京都足立区竹の塚六の十一の十二

ハ 変更年月日

平成十九年十二月一日

ニ 届出年月日

平成十九年十二月三日

二 縦覧期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

児玉郡上里町大字神保原町字北稲塚千八百四十五

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 第一から第五駐車場 位置 図面省略 収容台数 六五〇台

(変更後) 第一から第四駐車場 位置 図面省略 収容台数 五二五台

駐車場の自動車出入口の数及び位置 位置 図面省略 出入口 十二箇所

(変更前) 第一から第五駐車場 位置 図面省略 出入口 十一箇所

(変更後) 第一から第四駐車場 位置 図面省略 出入口 十一箇所

ハ 変更年月日

平成二十年七月二十八日

ニ 届出年月日

平成十九年十一月二十七日

二 縦覧期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百九十五号

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程(昭和五十八年埼玉県告示第四百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

附則

この告示は、平成十九年十二月十九日から施行する。

埼玉県告示第七百九十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

上尾市原市北部第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十三年十二月十三日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字原市字九番耕地、字十番耕地、字十一番耕地、字十二番耕地、字十三番耕地及び字十八番耕地の各一部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号

五 設立認可の年月日

昭和六十三年十二月十三日

六 変更認可の年月日

平成十九年十二月十一日

埼玉県告示第七百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、都市計画の決定の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画都市再開発方針

二 都市計画を決定する土地の区域

狭山都市計画区域の区域

三 都市計画の縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市ま

ちづくり推進部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十二月十一日から平成十九年十二月二十五日まで

埼玉県告示第七百九十八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 処分を受けた建築士の氏名

河井 幸雄

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一二七六七号

五 処分の内容

業務停止三月(平成十九年十二月二十日から平成二十年三月十九日まで)

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第七百九十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次

のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

河建築設計 ROOM

埼玉県所沢市小手指町一―三〇―一

五―三〇―一

三 処分対象事務所の開設者の氏名

河井 幸雄

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録(五) 一九九六号

六 監督処分の内容

事務所の閉鎖三月(平成十九年十二月二十日から平成二十年三月十九日まで)

七

監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたため

埼玉県告示第千八百号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公

告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 処分を受けた建築士の氏名

松居 清三

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一三三六七号

五 処分の内容

業務停止四月(平成十九年十二月二十日から平成二十年四月十九日まで)

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千八百一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

有限会社福富建築設計事務所

埼玉県越谷市大泊二四九―一

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社福富建築設計事務所

代表者の氏名 松居 清三

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一五三八〇号

五 処分の内容

業務停止五月(平成十九年十二月二十日から平成二十年五月十九日まで)

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千八百二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 処分を受けた建築士の氏名

加藤 和久

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

埼玉県告示第千八百三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 処分を受けた建築士の氏名

加藤 和久

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一五三八〇号

五 処分の内容

業務停止五月(平成十九年十二月二十日から平成二十年五月十九日まで)

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千八百三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

有限会社信和建築設計

埼玉県さいたま市北区別所町一一二

七―一〇

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社信和建築設計

代表者の氏名 加藤 和久

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録第一五三八〇号

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千八百四号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年十一月二十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

有限会社信和建築設計

代表者の氏名 加藤 和久

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社信和建築設計

代表者の氏名 加藤 和久

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録第一五三八〇号

埼玉県知事登録(三) 八四一四号
監督処分の内容

事務所の閉鎖五月(平成十九年十二月二十日から平成二十年五月十九日まで)

七 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたため

埼玉県告示第千八百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年十二月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十月十五日

指令杉整第一八〇二四三三三号

二 検査済証番号

平成十九年十二月六日第八十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町桜田一丁目二六番三(第四工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市芝久保町四丁目二六番三号

株式会社 東栄住宅
代表取締役 佐々野 俊彦

埼玉県告示第千八百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年十二月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十月十九日

指令杉整第一九〇一二五〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月六日第八十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字天王二二九七一一、二二九八、二三〇〇一一、二三〇〇一五、二三〇〇一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町鷺宮六一一二一
武蔵物産株式会社
代表取締役 池田 岩夫

埼玉県告示第千八百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年十二月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十一月二十八日
指令杉整第一九〇〇八二号

二 検査済証番号

平成十九年十二月六日第八十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字杉内一五五一、一五五二、一五五三一一、一五五三一二、一五五三一二、一五五五、一五五六、一五五七一、一五八六一一、一五八六一五、一五八七一、一五八八一、一五八九一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町和戸一丁目五番九号
株式会社 アイランド・システム
代表取締役 榎本 和男

埼玉県告示第千八百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年十二月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年十一月三十日

指令杉整第一九〇〇三七一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月六日第八十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字坂前二七三〇一四、二七三五一三八、大字鷺宮

字堤外二九四一―三二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市中央二丁目五番二四号
コスモランド有株式会社
代表取締役 森 幸夫

埼玉県告示第千八百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。
平成十九年十二月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

さいたま市南区根岸五―十六―六
埼玉ダイハツ販売株式会社

取締役社長 松川 輝義

ロ 敷地の位置

ふじみ野市旭一―一―三十一外

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗及び自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成十九年十二月二十日(木)

午後三時から

三 意見の聴取の場所

ふじみ野市苗間四十一―七
旭ふれあいセンター 一階 研修室

埼玉県告示第千八百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
警察ネットワーク用グループウェア
サーバの貸借借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

- 3 落札者を決定した日
平成19年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
116,214,336円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成19年9月4日

埼玉県熊谷県税事務所長告示第二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成十九年十二月十一日

埼玉県熊谷県税事務所長

高橋 貞治

氏名又は名称	有限会社笠原石油
代表者の氏名	笠原 宏平
主たる事務所又は事業所の所在地	秩父市下宮地町五千三百十二番地三
指定年月日	平成十九年十二月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号
平成十九年十一月二十一日
第一九〇〇九六〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年十二月四日
第一九〇一二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字伊古字郭二八九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡滑川町大字月輪一二五七一二

クレストA一〇一

能見 和彦

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号
平成十九年十一月二十一日
第一九〇一一〇〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年十二月四日
第一九〇一二五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字月輪字溝半田一九六一三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡滑川町みなみ野三二七一六
高砂ハイツ森林公園三〇一
落合 信明

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号
平成十九年十一月一日
第一九〇一〇四〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年十二月五日
第一九〇一二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡吉見町大字中新井字神明町九

一〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鴻巣市氷川町一〇一一 ファミール
島田A二〇一
雨宮 克行

埼玉県教育委員会訓令第七号(平成十九年十一月三十日第九百三十二号)中訂

正

ページ 段行 誤

二 二 後から二 「申出があつた」

正

「申出があつた」

正 誤

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号(代表) 〒330-0824 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三丁目一〇号(代表) 〒330-0861